

令和2年度 NHK歳末たすけあい 2次配分要領

「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに、新型コロナウイルス感染拡大により、今後さまざまな形で顕在化していく社会的孤立などの課題解決に取り組む事業を積極的に支援します。

1. 配分対象施設

- (1) 障害者総合支援法に規定される「障害福祉サービス事業所」及び「地域活動支援センター」
- (2) 児童福祉法に規定される「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス事業」を実施する施設

上記施設のうち、次の全てに該当する施設

- ① 民間（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社等は除く）による運営であること
- ② 施設の定員が25人以内であること
※ ただし地域活動支援センターについては、定員の数による制限はないものとします。
- ③ 活動実績が2年以上あること
- ④ 平成29年度以降にNHK歳末たすけあいによる配分を受けていないこと
※ 平成29～令和元年度に配分を受けた施設は対象外
- ⑤ 令和2年度に他の民間助成団体から10万円以上の助成を受けていないこと
※ 申請中で、令和3年1月1日の時点で助成が決定していないものは除きます。ただし、配分決定後に他の民間助成団体から助成が決定した場合は、申請内容を勘案し、決定の取り消しまたは配分を減額することがあります。
※ 社会福祉協議会からの助成は除きます。ただし、令和2年度中に共同募金配分金を財源とした助成を受けた場合は、申請内容を勘案し、配分を減額することがあります。

2. 配分対象事業・受配要望額

- (1) 配分対象事業の要件
 - ① 公的資金等、他の財源で実施することができないこと
 - ② 令和3年5月末日までに完了すること
- (2) 配分対象事業の内容・受配要望額
下記の①～⑤うち、いずれか1つの項目を選択してください。

配分対象事業の内容	R2 受配要望額
① 事業で使用する車両の購入	60万円以内
② 事業で使用する機器・備品等の整備 (オープン、専用器具、利用者の技能習得のための研修費を含む)	40万円以内
③ 利用者の活動スペースの環境整備 (空気清浄機、冷暖房機器の設置工事、修繕工事等)	20万円以内
④ 利用者の居場所づくりのための備品の購入 (衛生備品、テーブル、カーテン等)	20万円以内
⑤ パソコン、プリンター等OA機器の購入 (リモート周辺機器、利用者の技能習得のためのOA機器導入も含む)	10万円以内

- (3) 受配要望額と自己負担額について
- ① 受配要望額は、1万円単位の額とし、端数は切り捨てます。
 - ② 自己負担額は、総事業費の1割以上とします。
- (4) 車両の購入について
- ① 車両購入は、法人による登記が可能な施設に限ります。
 - ② 車両本体価格を対象とします。
(車両購入における追加オプション代、登録諸経費は対象事業費に含みません)
 - ③ 車両には、本会が指定した方法で受配標識を表示していただきます。
(受配標識の表示にかかる費用については、対象事業費に含めることができます)
 - ④ 中古車は対象外とします。
- (5) OA機器の購入について
- ① 原則としてハードウェアの本体価格を対象とします。
(別売のソフトウェアやインターネット接続工事費等は含みません)

3. 提出書類

- (1) 令和2年度NHK歳末たすけあい 受配要望書
 (2) 業者発行の見積書コピー (複数社)

※留意事項 ①見積書は必ず法人名だけではなく、施設名で徴してください。
 ②在庫・価格の変動の激しい時期のため、配分金送金前に改めて購入決定業者(1社)から見積書を徴してください。
 ③中古車やリサイクル品は、配分金送金前に対象物品が購入できなくなる可能性があるため、対象外とします。

- (3) 要望内容が研修の場合は、研修プログラム等が分かる資料
 (4) 医療法人におかれては、①定款の写し、②法人全体の「財産目録」、「貸借対照表」及び「損益計算書」、③施設単体での収支状況が分かる資料

4. 提出先 施設所在地の共同募金委員会

5. 各委員会の推薦限度施設

区 分	推薦限度施設
神戸市各区共同募金委員会	3施設
人口20万人以上の市共同募金委員会	5施設
人口10万人以上20万人未満の市共同募金委員会	4施設
人口10万人未満の市共同募金委員会	3施設
町共同募金委員会	1施設

(人口は「兵庫県企画県民部ビジョン局統計課人口統計班」作成の令和2年10月1日現在の兵庫県推計人口による)

6. 配分決定方法と決定時期

(福) 兵庫県共同募金会 配分委員会で審査・決定し、令和3年3月中旬に、施設所在地の市区町共同募金委員会を通じて通知いたします。

7. その他

- (1) 受配要望は、1法人につき1施設1事業のみといたします。
- (2) 受配要望には、施設所在地の市区町共同募金委員会会長の推薦が必要となります。
- (3) 要望額は、人件費、交通費、食費への充当は不可といたします。
- (4) 配分金の着金前に、事業費（物品購入費、工事費等）の支払いは、不可といたします。
- (5) 配分金による実施した事業は、受配PRを必須といたします。
（受配ラベル貼付・車両受配表示はPRに含みません。）
- (6) 5月末日までに事業が完了できない場合、事業を中止した場合、及びこの要領に違反したときは、配分を取り消し、配分金の返還を求めます。